

# 笛吹市国民健康保険通信

国民健康保険加入者の皆さんへ みんなの国保を守るために  
このコーナーでは、国民皆保険制度を根底で支えつづけている国民健康保険(以下「国保」)の制度や笛吹市の現状についてお知らせしていきます。  
医療費と健康について、一緒に考えていきましょう。

国保では、お医者さんにかかる  
とき保険証のほかに次のものを発  
行しています。

## 国民健康保険高齢受給者証

70歳(昭和18年8月1日以前の  
誕生日)から74歳の方全員に発行  
しています。この受給者証の「一  
部負担金の割合」は、「平成24年  
1月1日から12月31日までの所  
得」により更新されます。

## 限度額認定証

医療費が高額になった時に一部  
負担金の支払額を限度額までとす  
るものです。

**重要ポイント:**国民健康保険税に  
未納があると交付できませんの  
で、国保税の納め忘れが無いよ  
うご注意ください。

※高齢受給者証をお持ちの方は:  
高齢受給者証を提示していただ  
くことで限度額認定証の扱いにな  
りますので、限度額認定証交付  
の必要はありません。

ただし、住民税非課税の方は、

申請していただくと更に限度額を  
低くすることができます。対象に  
なる方は申請をお願いします。

## 特定疾病療養受療証

人工透析などの治療を受けた時に、  
一定の自己負担額で済むものです。

「高齢受給者証」「特定疾病療養受  
療証」は、対象者の方に8月1日か  
らご利用いただく新しい受給者証・  
受療証を送付しました。方が一届い  
ていない方は連絡してください。

8月1日からご利用できる限度  
額認定証の交付が必要な方は、申  
請が必要です。

★所得の申告はお済ですか★

「高齢受給者証」「限度額認定証」  
「特定疾病療養受領証」の判定に  
は、世帯の所得申告が必要になり  
ます。申告をしていない方がいる  
と、適正な判定がされません。必  
ず申告をしてください。

## ■問合せ先

国民健康保険課 国保総務担当

☎055(262)4111